



# 週報

第三十三號  
昭和二十六年六月二日

○徵兵検査より見たる

## 壯丁體格の現状

(陸軍省新聞班)

○航空振興と愛國切手

(遞信省)

○統計より觀たる

## 我國初等教育の普及

(内閣統計局)

——(國際時事解説)——

○暹羅國の現状

(外務省情報部)

官報週報

昭和二十六年六月二日

第三十三號

日本郵政省印刷局

五錢

(本書の大きさは規定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛	一 部 五 錢
電話九ノ内(掛三五二一九)	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
根替東京一九〇〇番	(外郵便に依る地) 一圓四十錢
全國各地官報販賣所	(城は三圓四十錢)
東都書籍株式會社	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一
東京市神田區神保町一ノ三三	部五錢の割合を以て前金を添へ御
根替東京九三九〇番	申込み下さい。
最寄書店・驛賣店	

官報附録週報別刷

昭和二十五年五月二十六日印刷發行

編輯者 情報委員會  
東京市麹町區永田町  
印刷者 内閣印刷局  
東京市麹町區大子町

# 富士のフィルム

## フィルム

富士映畫用ネガフィルム  
 富士映畫用ポジフィルム  
 富士ネオクロームフィルム  
 富士クロームフィルム  
 富士レントゲンフィルム  
 富士プロセスフィルム  
 富士航空フィルム

## 乾板

富士ポートレート乾板  
 富士ネオクローム乾板  
 富士エーワン乾板  
 富士パンクロ乾板  
 富士赤外乾板  
 富士航空乾板  
 富士プロセス乾板  
 富士プロセスパンクロ乾板  
 富士ランタン乾板

## 印畫紙

富士プロマイド  
 富士電送プロマイド  
 富士フォスタツト  
 利根印畫紙  
 其の他

富士フィルムター  
 富士セーフライ

本邦唯一の  
純國産品!!

乾板  
印畫紙

富士寫眞フィルム株式会社

東京・大阪・名古屋・福岡・大連

露光量違いにより重複撮影

被検者より見たる

壮丁體格の現状

陸軍省新聞班

航空振興と愛國切手

逓信省

統計より見たる

我國初等教育の普及

内閣統計局

國空軍事事情

暹羅國の現状

外務省情報部

最近公布の法令

内閣官房總務課

# 富士のフィルム

本邦唯一の  
純國産品!!

乾板  
印画紙

フィルム	
富士映畫用ネガフィルム	乾板
富士映畫用ポジフィルム	乾板
富士ネオクロームフィルム	乾板
富士クロームフィルム	乾板
富士レントゲンフィルム	乾板
富士プロセスフィルム	乾板
富士航空フィルム	乾板
富士ポートレート乾板	乾板
富士ネオクローム乾板	乾板
富士エーワロン乾板	乾板
富士パンクロ乾板	乾板
富士赤外乾板	乾板
富士航空乾板	乾板
富士プロセス乾板	乾板
富士プロセパンクロ乾板	乾板
富士ラシタン乾板	乾板
富士印畫紙	乾板
富士プロマイト	乾板
富士電送プロマイト	乾板
富士フォトスタツト	乾板
富士利根印畫紙	乾板
富士其他	乾板
富士フィルムター	乾板
富士セーフライ	乾板

富士寫眞フィルム株式会社  
東京・大阪・名古屋・福岡・大連

露光量違いにより重複撮影

徴兵検査より見たる

壯丁體格の現状

陸軍省新聞班(二)

航空振興と愛國切手

逓信省(二二)

統計より觀たる

我國初等教育の普及

内閣統計局(二九)

——(國際時事解説)——

暹羅國の現状

外務省情報部(二二)

最近公布の法令

内閣官房總務課(二八)

### 刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

#### ▽週報最近發行掲載内容△

- 第二十七號
  - ▽今次總選舉の意義
  - ▽總選舉と國民の覺悟
  - ▽選舉と國民の務
  - ▽今回の選舉修正
  - ▽選舉違反に就て
  - ▽選舉運動に就て
- 第二十八號
  - ▽地方工業化に就て
  - ▽揮發油及アルコール混用法に就て
  - ▽前回總選舉に於ける府縣別投票率
  - ▽國際労働會議に就て
- 第二十九號
  - ▽現下の財政經濟政策に就て
  - ▽獨逸を中心とする歐洲の動向
- 第三十號
  - ▽漁船保險法に就て
  - ▽帝國在郷軍人會の概要
  - ▽幣制改革第一年に於ける支那の金融財政狀態
- 第三十一號
  - ▽企業廳の新設
  - ▽現下鐵鋼應需對策と鐵鋼調在に就て
  - ▽米國の互惠通商政策
- 第三十二號
  - ▽國家總動員準備の概要
  - ▽帝國海軍を語る
  - ▽國際砂糖會議に就て

本誌より轉載の報告は、週報に依る旨を明記し且編輯委員會に送附せられたし。本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關しての意見は、進んで情報委員會に申出られたし。

### 徵兵検査より見たる

## 壯丁體格の現狀

陸軍省新聞班

帝國の如く地域狭小で天然資源に乏しく、加ふるに人口の増加著大な國家に於ては、<sup>下</sup>須く國家興隆の基礎を智能の向上と勤勞能力の増大とに托し、此の兩者の活用により國家の永遠的發展を策すべきである。

然るに智能向上に關する問題は、<sup>下</sup>姑く之を措くも、國民の體力は逐年低下し、漸次國民的氣魄にまで影響を及ぼさんとしつゝあるは、邦家のため洵に深憂にたへない。乃ち在來の保健衛生輕視の觀念から目醒め、國民體力—人的民力の現狀を正しく認識して、それに基づき諸般の衛生行政に再檢討を加ふることが極めて喫緊の問題である。

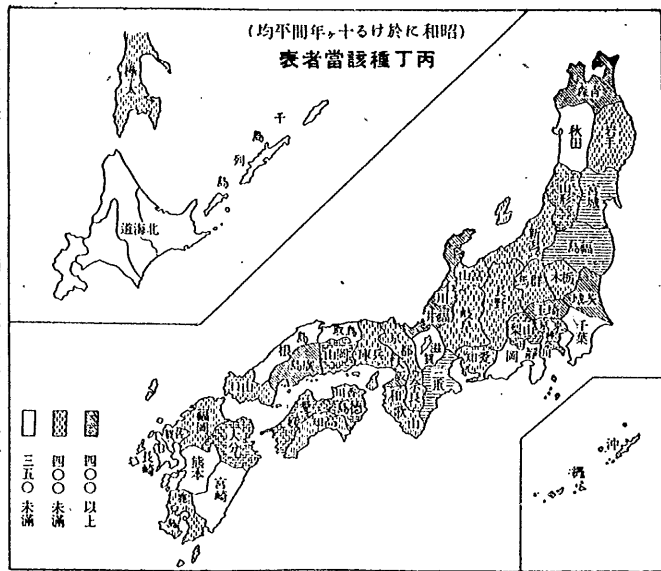
徵兵検査の成績は少壯國民體力の反映であり、人的民力の象徴であつて其の發展力を下知し得べき重要な尺度であるから、以下少しく壯丁の體力に基調を求め、國民體力の現狀を検討したいと思ふ。

抑、體力と言ふは、(一)形態的の能力即ち體格と、(二)機能的の能力即ち勤勞能力とか作業能力とか言ふものと、(三)精神的の能力との三つの綜合能力を意味するものであるから、此の三能力に就き逐次検討するのが順序であるが、機能的の能力と精神力とは他の機會に譲り、茲に於ては主として壯丁の體格に就て申述べたいと思ふ。

壯丁の體格は、累年低下し、徵集免除となる所謂不合格者(丙丁種)は大正の末期には壯丁千人に付二百五十人であつたが、昭和六、七年頃には三百五十人となり、昭和十年には四百人に達し、二、三の府縣では四百五十人を超過して居る。

茲に昭和に於ける十ヶ年間の各府縣の不合格の平均値を、四百人を超ゆるもの、四百人未満のもの、三百五十人以下の三者に區分すると、秋田、宮城、福島、千葉、静岡、滋賀、三重、鳥取、島根、熊本、宮崎、長崎の諸縣は三百五十人未満であり、青森、東京、茨城、埼玉、福井、石川、大阪、廣島等の府縣は四百人以上である。而して之を昭和十一年度の徵兵検査成績に對照すると宮城、福島、三重等は四百人未満に山形、山梨、神奈川、岡山、徳島、愛媛、大分等は四百人以上となり、逐年不合格者の數を増して行く事を窺知することが出来る。

同様な關係は各地方々々に於ても見るのであつて町を中心とし、工場地を中心とし、將又出稼人の歸郷地を中心として次第に波紋を描きつゝ、逐年體格不良者が増加する傾向を示して居る。



備考 横線の入りたるは昭和十二年に至りて三五〇より四〇〇へ、四〇〇より四〇〇以上に移りたるものなり

不合格の主なるものは筋骨薄弱で結核性疾患、視力障礙、外傷性不具、短尺等が之に強いで居る。花柳病は田舎に寡く都市に多く、就中下層階級の勞働者や職工運轉手等が其の主要患者である。地方青年の患者には都市へ出稼中罹患者者が大半を占めて居る。

筋骨薄弱なる名稱の適用は、醫學の進歩に伴ひ逐年減少して居るが、それにも拘らず昭和七年には壯丁の三割一分七厘、同八年には三割二分七厘、同九年には三割三分七厘といふやうに累年増加して居る。

又身長、體重の關係を見ると、過去二十五年間に身長約一寸、體重二百六十匁を増加して居るが、大正元年當時の身長一寸に對する體重は二百六十匁であるが

ら、恰も大正元年當時の體格を以て身長を延長したに過ぎない。文部省の學校衛生統計に依つても亦學生生徒の身長は年々増加して居るが比體重は増加して居らない。

同様の關係は之を胸圍に於ても認められ、過去二十餘年間何れの年齢階級に於ても殆ど變化がない。而して胸圍は左右徑が長くて前後徑が短い特徴を有し、歐米支人の左右徑短く前後徑長きに比し、胸圍は同一であつても其の内容の寡少たるを免れない。

而して青年體格の問題は衣食住、勞作、生活様式其の他各般の天然的並人為的環境の大きなものに支配されて居るのであつて、簡單に片付けるべきものではないが、須く其の眞因を探求して國民體格の向上を策すべきである。

同じく體重の増減と云うても、全身平等に増減する型と、身體の一部は肥大するが代償的に他部で瘠瘦を伴ふ型もあつて、本邦壯丁に後者の型の多いのも諸般の生活様式の悪影響と認められる。

軍隊生活に依つて發達した身體は除隊後一年半乃至二年の歸休生活に於て入營前の生活に後戻りしつゝあるのであつて、就中農民、工業勞働者に於て顯著である。社會生活の何がさうさせるのであるか諸般の關係を明らかにする必要がある。

次に都鄙生活の影響に就て、昭和十一年度受檢壯丁六十餘萬人に就き調査するに、都會に生れ都會に育つた者は、不合格者は、壯丁千人に付四百十人であるが、田舎に生れ田舎に育つた者は三百十餘人、即ち約百分三。然るに田舎に生れても田舎の小學校を卒へてから都會に移住した者は三百八十

餘人となり、都會生活の悪影響を如實に示して居る。然しながら都會に生れ都會の小學校を卒へた者は、其の後田舎に移住しても依然四百十餘人の不合格者を算してゐるから如何に幼少年時代の都會生活が體格不良の原因をなしつゝあるかを窺知することが出来る。斯く田舎は都會に比し良好で、十餘

都鄙別壯丁體格表

昭和十一年度

都會(七十萬以上)に育ちたる者 都會(五十萬三十萬)に育ちたる者 田舎に育ちたる者 都會より田舎に移りたる者 田舎より都會に移りたる者	種(%)		
	壯丁數(%)	甲	丙丁種(%)
都會(七十萬以上)に育ちたる者	一〇三三二	二三・三四	四〇・八三
都會(五十萬三十萬)に育ちたる者	二二三四	二〇・三五	四〇・六八
田舎に育ちたる者	七七八五	三四・五六	三一・五二
都會より田舎に移りたる者	〇三〇	二八・四九	四一・三三
田舎より都會に移りたる者	九二九	二一・八二	三八・四九

年前までは不合格が二百餘人であつたが、然し現在に於ては三百人を越ゆるに至つた。此の事實に徴すれば、田舎の生活亦決して禮儀に値するものではない。之を職業に別ち觀察すれば、都會生活者に於ても田舎生活者に於ても、學生は不合格率最も大にして五百數十名を算し、東京府大阪府の如き當に六百人に垂々として居る。漁業、鑛業等爾他職業は低率であるが尙三百を超過して居る。農業は東北、北陸、四國、九州何れも三百八十であつて、農業必ずしも健康青年を送るものとは謂へない。俸

職業別	都別職業別丙種該當者百分比					
	東京	大阪	北海道	東北	北陸	四國九州
農業	三五・三	三三・三	三一・〇	三六・九	三七・四	三七・一
漁業	三四・六	二八・三	二二・六	三〇・〇	三〇・三	三四・五
工業	二八・六	一	二九・〇	三〇・七	二六・二	三六・六
職工	四五・六	四一・〇	三六・九	四二・六	四一・七	四二・四
店員	四四・四	四一・三	三七・〇	四二・八	三九・〇	四四・六
俸給生活者	四〇・七	三六・八	五三・九	三五・六	三二・六	三三・五
學生	五七・四	五九・六	五六・〇	五三・〇	五二・一	五二・五
其他	二四・四	四六・一	三三・七	四三七	四三・六	四四・〇
計	四三・〇	四一・〇	三四・六	三九・一	三九・一	四〇・三

(昭和十一年 受檢壯丁六三三、八八六八)

給生活者は地方に従ひ區々であつて、北陸、四國、九州等は三百二十名であるが、大阪府東北六縣は三百六十名、東京府は四百十名となり、北海道の如き五百四十名の多きを算し、同地に於ける學生と相俣するの不成績を示して居る。約言すれば都會生活者は田舎の居住者に比し體格不良であり、學生店員職工は都會田舎を問はず極めて悪い。地方に依つては俸給生活者も同様不良である。そこで他地方に比べて不良な東京府と大阪府とに就き、丙種不合格者の職業別生育地を調べると

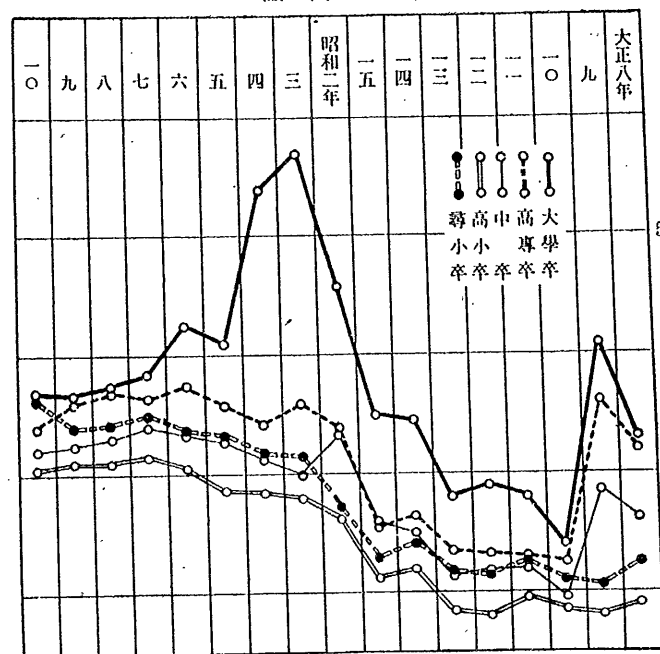
次表の如くなる。

職業別	丙種該當者百分比			
	都會にて育ちたる者	田舎にて育ちたる者	田舎より都會へ移りたる者	昭和十一年調
農業	四九・三四	三九・八〇	三八・〇八	四一・三四
職工	五〇・九六	四四・〇九	四六・二五	四七・七一
店員	四九・〇九	三七・一九	三四・八六	四六・五〇
俸給生活者	四八・二七	四〇・九一	二五・九九	三九・一〇
學生	六五・五三	五一・五三	三五・〇〇	五七・四六
其他	五二・七六	五三・七一	三〇・一七	四五・二五
計	五一・一一	四二・三〇	三六・六三	四六・四六

職工は職業其のもの、悪影響が極めて大であるが其の他の職業に於ては、職業其のもの、直接の影響の他に、生育地の都鄙關係や都市情勢に依つて著しく上下するものであることを知る。而して學生の職業的影響として顯著なる事實は、教育程度の進ひに従ひ不合格率が遞増し、其の原因たる疾病變常の程度も倍々増悪することである。即ち丙種は何れの年度に於ても大學卒業者が最も多く、次が高等學校、專門學校卒業者で、中學校卒業者、小學校卒業者が順次相次いで居るのである。而して尋常小學校卒業者は高等小學校卒業者より反て丙



學 生 丙 種



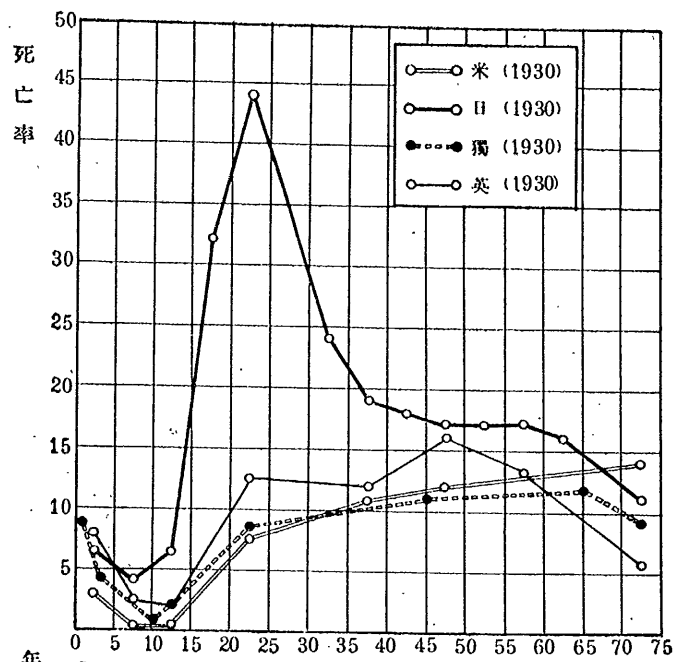
にして入學試験當時の身體検査に於て、特に病弱者と認められなかつた所謂健康生で陸軍志願の者四百

種不合格が多く、昭和年代からは中學校卒業より更に不良である。尙甲種合格率は概ね丙種該當者曲線の逆となつて居る。そこに學校教育方面に於ける缺陷を認めざるを得ない。小學校教職員の依病缺勤率が二割にも達することは決して稀でないが、學生生徒の虛弱なるにも亦驚嘆せざるを得ない。

東京市に於ける某中學校五年生徒中、所謂健康生徒として近衛師團に營内宿泊した九十八名中、三十九名即ち四割は慢性胸部疾患を有つてゐたことがある。

昭和十一年度の帝國大學醫學部、醫科大學、醫學專門學校の學生生徒

徵兵検査に見たる壯丁の格現



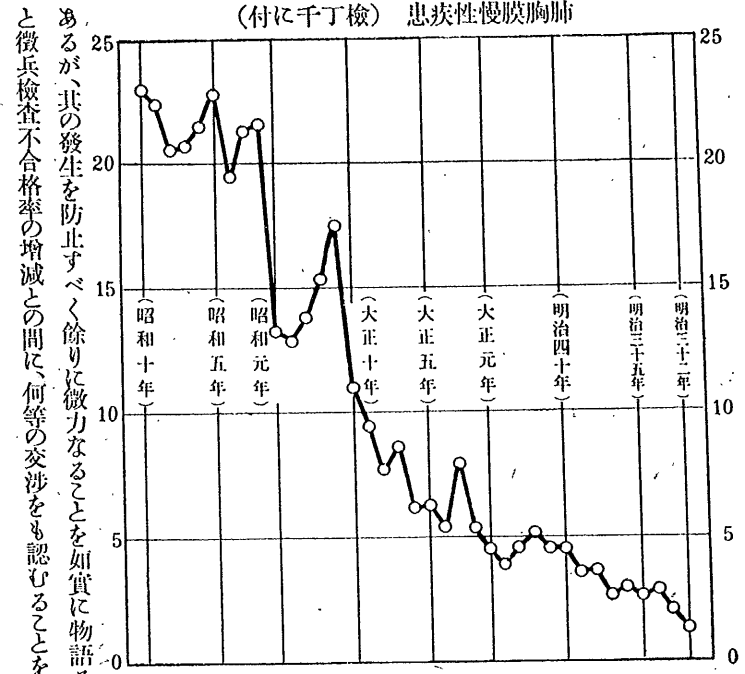
四十名中百五十八名、即ち三割六分は依病不合格者であつた。尤も甲種合格の初年兵でも精細なる喀痰検査を施すときは、所謂健康兵百に付二二は結核菌を排出してゐる。

又昭和十年全國から簡拔した優良壯丁三千五百八十四名に就き、細密なる身體検査を實施したところ、慢性胸部疾患者百十八名即ち三三%を算した。

以上は甲種合格の優良壯丁であり又兵業を營みつゝある健康兵であるから、一般國民の中には此の有疾無患者が之以上遙かに多數存在するものと覺悟しなくてはならない。

山來本邦に於ける結核死は、男女ともに二十歳前後の年齢級に於て激増するの特徴を有し、英米獨等の人口一萬に對する結核死一〇内外に對

肺膜慢性疾患 (檢丁千に付)



し四〇以上の多きを占めて居る。斯の如き趨勢にあるが故に壯丁の慢性肺膜疾患も逐年急勾配を以て増加し、現在は明治三十二年頃に比し十倍してゐる。即ち壯丁千に付二二三となり、尙増加の徴すらあるのである。斯く結核性胸部疾患は累年激増して居るが、結核死亡は寧ろ漸減し、人口一萬に付大正の初二三であつたが現今は一八九に減少し、就中人口十萬以上の都市に於て顯著な減少率を示してゐる。即ち此の事實は治病醫術の進歩、醫療の普及等は患者の死亡を減少するには著しく効果が

あるが、其の發生を防止すべく餘りに微力なることを如實に物語るものと言へよう。醫師數の地方的増減と徴兵検査不合格率の増減との間に、何等の交渉をも認むることを得ないのも當然と謂はねばならない。

是に由つて觀るも單に醫療や救療、救護等を普及擴充してもこれのみでは、現在の國民體力低下の趨勢を逆轉せしめ、之が向上を確保するが如きは到底至難なりと謂はねばならない。況や教育程度の進むに従ひ體格は不良となり、逐年近視眼や齲齒の激増を來しつゝ、ある現況に對して、寄與する所薄弱たるを免れまい。

加之、赤痢、チフス、猩紅熱、デフテリア等の傳染病は増加するも減少の徴なく、濱松事件の如きに想到するとき防疫は茲に新たな體系を整ふべき秋に直面して居るのである。學校教育缺陷の一として、諸込教育の弊、現行の入學試験制度等は國民體力の向上の點からも世の等しく認めて其の改善を要望するところである。

體格の向上、精神の作興を認つて獎勵された體育も、其の實選手養成に陥りつゝある現狀は、之を是正する必要がある。由來帝國に於ける運動體育は、形態と記録とに重點を置き、運動能率の増進、氣力の養成等に對する研究と指導が十分ならず、ために無駄なエネルギー消耗に過ぎない憾がある。神宮競技の十種競技選手に就き、嘗て登攀、牽引、勢力代謝等を調査したところ、常人以下の體力しか有たないことを知つた。之も無理からぬ事であつて、實地指導家は運動の形態には明らかでも、其の發動力である所の身體内の機能に就ては、素人が多く、醫師は病變を診斷することは出来ても、生理的機能と其の向上策に就ては往々無關心である現況に於ては、當然過ぎることであつて、體育を常道に持ち直すことだけに就ても、先づ醫育方面から見直す必要があるし、國民の衛生教育も合理的に徹底せしむるやう企圖しなくてはならないと考へる次第である。

# 航空振興と愛國切手

## 一 民間航空振興

遞 信 省

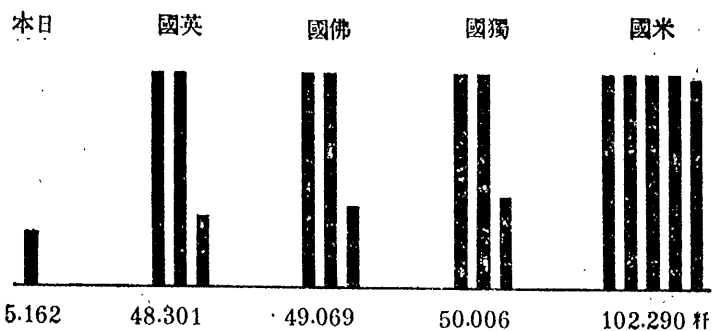
今回我國最初の愛國郵便切手が發行された。

我が國民の航空に對する關心は、過般の神風號亞歐連絡記録飛行の成功に刺戟せられて一時に燃え上つたかの觀がある。往復併せて三萬餘軒世界記録樹立の此の壯舉は、航空日本の建設に一新紀元を劃せる痛快事として世界航空史上永遠に記録されるべきものであつた。寔に此の飛行こそ今日迄動もすれば劣等視せられて來た我が航空工業と操縦技術が、今や世界的水準に到達せることを全世界に示したものである。

此の成功は一面世界をして我が航空工業に對する認識を革めしめると共に、國民の我が航空工業に對する自信を新たにした點に於て重大なる國家的意義を有する。今こそ我が航空事業を一大躍進せしむべき絶好の時期である。

翻つて我國現下の情勢を見るに、非常時の色は年々に濃きを加へ、國際政局亦混沌として歸するところを知らざるもの、如く、列強の軍備擴張熱は愈々熾烈となりつゝある。國防の充實と産業の發

定期航空路線距離

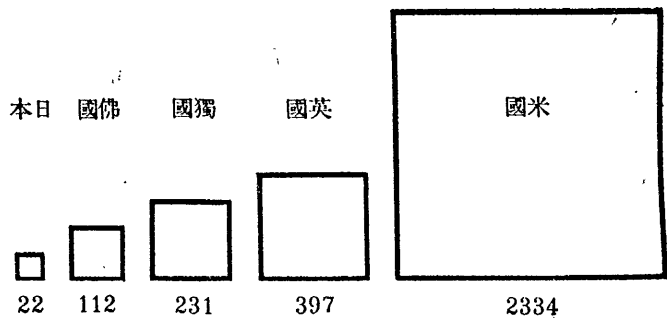


展は今日の時局を乗り切る上に於て緊要事と云はねばならぬ、就中航空事業の飛躍は此の兩面を通じて國家の重大なる關心事である。

先づ制空權を把握せよ、空を制するものは世界を制するものなりとの認識の下に、各國は日夜營々として航空勢力の擴大強化に力を致してゐる。然し一國の航空勢力は單に軍用航空を以て盡し得るものではない。平時に於て快速比類なき交通機關として活躍する民間航空こそ、空軍と合して空の護りの堅きを保持し、一國の航空勢力を構成するものと云ふべきである。のみならず民間航空の發展は直接間接一國の經濟上、産業上に寄與貢獻するところが多く、又一國文運の向上を促進するものであつて、國民の福祉の増進、國家の繁榮のためにもこれが振興は極めて肝要の事である。

昔は海を制するものが榮えた。羅馬の繁榮は八百年に亙る地中海制壓に在り、又渺たる島國英吉利が世界制覇の夢を結び得たのも海上交通の絶對支配にあつた。今や空の時代が來た。世

民間飛行場數



界を制せんとすれば海と共に空を制せねばならぬ。萬事を措いて空へ」と、世界列強が何れも其の豊かならざる財政を以て、民間航空事業の振興發展のため莫大な支出を爲しつゝある所以は茲に在る。

然るに列強の航空網が漸次我國を包圍制壓せんとしてゐる秋、我が航空界の現状は甚だしき立遅れを示してゐる。國內縦貫線は漸く過般開設を見た許りであり、南洋樞太との連絡も未だ開始に到つてゐない。國際定期航空路としては僅かに東京新京線二、二〇〇軒を有するに過ぎない。而も航空の振興に特に重要なものは航空路の完備即ち飛行場、不時著陸場及其のコースの安全を保障する航空照明、航空氣象觀測、航空無線等の完備であつて、これなくしては航空事業の發達は望み難いものであるが、之等の設備には巨額の經費を要する關係上、我國に於ては遺憾乍ら列強に比し多大の遜色があり、國營の民間飛行場數の如き未だ十指を屈するに足らず、其の規模に於て施設に於て甚だ不十分である。

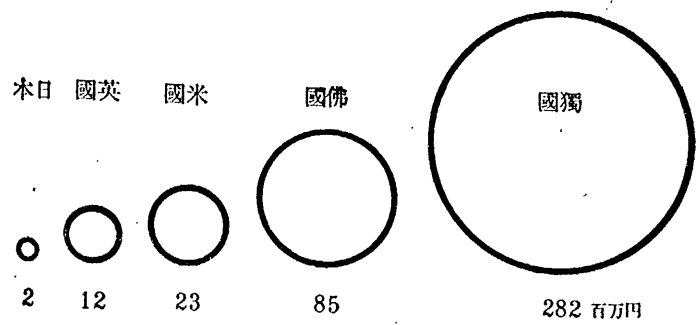
これに對し英國に於ては、其の國外定期航空路として、ロンドンを發し、アテネ、カラチを通つて印度大陸を渡り、蘭領バタヴィヤを経て濠洲プリズメーンに達する蛇々二萬五千軒に及ぶ一大航空路を有し、ロンドン香港線も亦一萬九千軒を超える。アメリカ亦一萬三千軒に及ぶ太平洋橫斷定期航空路を有し對支進出を圖つてゐる。其の他佛國、和蘭、ソツエイトの諸國何れも驕程一萬五千軒に垂んとする東亞航空路を有してゐる。

我國として之等の事實をいつまでも對岸の火災視してよいであらうか。東亞の安定勢力を以て任じ、近來益々其の責務の重加されつゝある秋、我が卓越せる民族の能力と不撓の努力とは東亞南洋は云はずもがな、世界の空に新天地を開拓して、やがては世界の航空路は日本に通ずると共に日本の航空路は世界に通ずる日を迎へ、國力の進展と東亞民族の發展を實現しなければならぬ。

### 二 愛國切手の發行

斯の如き大理想の實現を目的とし航空事業の振興發展を圖るためには、巨額の資本莫大なる補助金を要し、短時日の間に所期の域に達することは獨り政府當局の力一殊に今日の國家財政の狀態の下に於て一のみを以てしては到底成就し得るところではない。茲に於て此の國家的目的を達せんがために國民の熱誠なる愛國心に懇へ、其の舉國的な協力に依るの外なく、而してこれが協力を日常國民生

算豫空航間民



の四種類であつて、賣價の内寄附金に相當する額は、これを航空事業の助成發達を目的とする財團法人帝國飛行協會に寄附したものととして處理せられる。而して此の國民愛國の赤誠の結晶たる寄附金は、航空振興上最も緊急を要する事項に支出して國民各位の寄託に副ふために、政府部内に愛國郵便切手寄附金管理委員會が設置され、遞信大臣監督の下に其の審問に應じて寄附金の使途を調査審議することとなつてゐるのであつて、主として政府に於て計畫してゐる全國主要都市飛行場設置其の他各種の可及的恆久施設に充當せられるものである。

郵便切手はこれを縦長型とし、圖案には山嶽の上空を快翔するダグラス機を描き發行の主旨を強く一般に喚起徹底するに努め、又葉書は従來の型を破つて日本標準規格A列六號を採用し、料額印面には由緒ある金鷄を描き以て愛國葉書に應じ新味を盛つた

手切便郵



今回發行の郵便切手葉書は

二錢郵便切手	寄附金額二錢	賣價四錢
四錢郵便切手	寄附金額二錢	賣價六錢
三錢郵便切手	寄附金額二錢	賣價五錢
二錢郵便葉書	寄附金額三錢	賣價五錢

書葉便郵錢二



きがは便郵

活と密接不離の關係に在り、極めて親しみ易い郵便切手の發行に倚賴することとなつたのである。

此の舉が其の目的を達し得るか否かは、一に國民各位の航空に對する深い關心と、祖國愛にかゝつてゐることは謂ふ迄もない。滿洲事變以來數百臺の愛國機報國號となつた我が國民の赤誠は、必ずや此の愛國切手の上にも現はれることを確信する。

ものである。

此の愛國郵便切手と愛國郵便葉書は、去る六月一日から全國各郵便局所と賣捌所から賣り出されて居るが、これと同時に同日より七日迄全國一、二等及特定三等郵便局で航空愛國週間記念のため中央に旭光とダグラス機を描き左右に櫻花を配した特殊通信日附印を此の愛國郵便切手及葉書に押捺の需に應ずることになつてゐる。

全國民が各自年に一枚購はる、ならば年額百數十萬圓に、年十枚購はる、ならば千數百萬圓に達すべく、かくして粒々積んで山となつた國民愛國の赤誠の結晶は、實に有形的に我が航空の充實に多大の寄與を爲すのみでなく、此の舉國一致の支援は必ずや航空事業に従事する人々に對する絶大なる聲援激勵となり、帝國航空の洋々たる前途を招來するであらう。

### 統計より觀たる

## 我國初等教育の普及

内閣統計局

我國に於ける初等教育の普及は、眞に目覚しきものが、四二%、同三十四年八一七%と飛躍的な發展を遂げ、あり、學齡兒童中既に就學の始期に達したる者の就學割合、同三十九年には遂に九五六%の好率を示すに至つた。合は、小學校令の發布せられた明治十九年には四六三、爾後年々増加を續け、昭和九年には九九六%即ち百パーセントに達して居るのである。

我國に於ける就學者數割合の變遷

時期に就學の始 學齡兒童	就學者數	割合	時期に就學の始 學齡兒童	就學者數	割合
明治十九年十一月三十一日	六六二、四三三	四六三	大正五年三月一日	七五三、六八六	七六三
同二十四年	七三三、〇四五	五〇三	同十年	八八七、〇三三	八八〇
同二十九年	七二七、〇九〇	四八八	同十五年	九三三、三五七	九九〇
同三十四年三月一日	六六二、二七五	五〇三	昭和六年	一、〇〇五、九三三	九九五
同三十九年	六六五、四三三	五〇三	同九年	一、〇〇五、九三三	九九六
同四十四年	七四四、七三三	九二一			

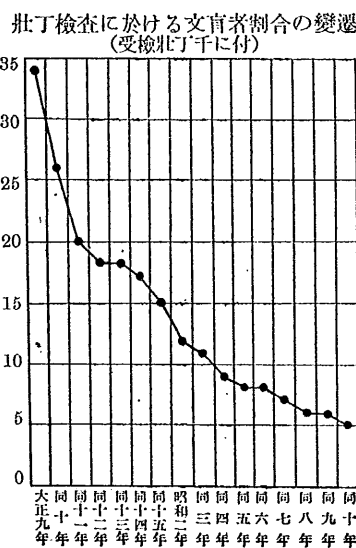
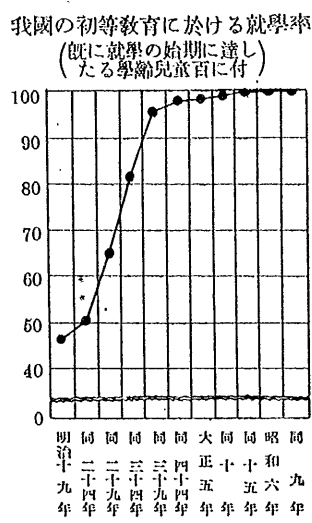
備考 義務教育年限は明治十九年乃至三十二年は三年乃至四年であつたが、明治三十三年に四年となり、更に明治四十年より現行の六年制となつた。學齡兒童とは滿六歳に達したる翌日より滿十四歳に至る迄の者。就學者とは學齡兒童にして現に尋常小學校の教科を修むる者及尋常小學校の教科を卒へたる者。

又壯丁検査に於ける文盲者の割合の推移を観るに、大正九年三・四%であつたのが、三年後の大正十二年には殆ど半減して一・八%となり、以後逐年低下して昭和四年には〇・九%と一パーセント臺を割り、昭和十年には〇・五%と言ふ著しき低率を示して居る。

就學年が五歳に達するに於ける初等教育就學年齢人口中就學者の割合は夫々九

壯丁検査に於ける文盲者割合の變遷 (受檢壯丁千に付)

註 一 就學年齢は英吉利に於ては五—一四歳、北米合衆國に於ては五—一七歳。二 英吉利は大ブリテンに關する計數。三 計數は當該國年鑑に據る。



# 暹羅國の現狀

## 一 國內政情小史

### 外務省情報部

暹羅國は近年迄專制君主國として國王は有力皇族輔佐の下に政治上、社會上に絶對的權力を行使してゐたのである。

然るに昭和七年六月突如として政治革命が勃發した。革命の胚胎せる當時の社會狀勢は歐米文化の浸潤に依り民主主義思想は運播ながら國民の間に漸く培はれ、他方當時の世界的經濟不況は暹羅をも其の圈内に巻き込み、農産物價の低落に依り國民生活は甚だしく窮乏を告げ、國民の間には多年に亘る一部有力者の專斷政治に飽き足らず其の失政を非議し、之等權力者の專横を怨嗟する風潮が見受けられてゐたのである。

革命派は自派起草の臨時憲法に國王の御署名を得た後之を發布し、之と共に革命政府は國民に舊來の專制政治が終焉を告げ、立憲君主制の樹立せるを宣言したが、續いて同年十二月には恆久憲法が發布された。

革命政府成立より最近政情の安定するに至りたる迄の過渡期に於ては人心の安定を缺き、此の間舊



勢力の反動、内亂等が相繼いで起つた。即ち立憲制度樹立後間もなく政權は新興勢力中の保守派に掌握せられ、憲法の效力は之等保守派の爲一時停止せられたが、昭和八年六月急進派はクーデターを斷行して再び政權を保守派の手より恢復した。然るに同年十月には暹羅東北部コーラート駐屯軍を中心とする王黨派の内亂があり、之が收拾如何は暹羅の前途を憂慮せしめたが、新政府は良く之等の障礙を乗切り舊勢力の擡頭を押ふるを得たのである。地方革命以來の國王對政府間の關係は稍、圓滑を缺いたのであるが、昭和九年一月國王は眼疾治療の爲外遊の途に上られ、暫く英國に滞留せられてゐたが、國王對政府間の對立は政府が打開に奔命したけれども效なく、昭和十年三月國王プラチャトテイボック陛下は突如退位を宣言せらるゝに至つた。皇朝アナンタマヒドン殿下は皇位繼承法の順位に依り直ちに即位せられたが、新國王は未成年なる爲議會は二皇族一重臣より成る攝政會議を組織任命し、新國王輔弼の任に當らしめた。其の後攝政會議は首席攝政殿下薨去の爲重臣一名を補充し、現在は一皇族二重臣を以て組織せられて居る。最近に於ては政局不安の禍根は除去され政局漸く安定し、政府は力を内政、外政の刷新に傾倒するを得るに至つた。

## 二 暹羅に於ける列國の勢力

### 一 不平等條約關係

暹羅國が各國との間に締結し居る現行條約中には暹羅國に不利なる片務的義務を負担せしめ居る

若干の規定がある。例へば現行英暹通商條約に基き暹羅に輸入さるべき綿製品、鐵及鋼製品機械類及部分品等の輸入税は何れも最高五分の制限を受け居り(各國は最惠國約款に依り何れも右規定に均霑してゐる)又伊暹條約中にも同様の規定がある。更に米暹條約中には暹羅國に於ける專賣事業を制限する規定を設け居る外(以上財政的制限)各國との現行條約中には治外法權の遺物たる移審權(暹羅側の裁判を不當と認めたる場合、外國側は移審を請求することを得る權利)の規定がある(以上司法的制限)。

之等片務的規定は暹羅國の熱心に廢止を希望し居る所であつて、暹羅國政府は昨年末各國との通商條約滿期を機に關係國に對し現行條約の廢棄通告を爲すと共に、完全なる相互主義に基く司法權及財政權の恢復を目的とする新條約案を提示して折衝を開始して居る。

### 二 外人僱聘

暹羅國政府各部門中には革命前の舊政府に依り招聘せられたる多數の外國人顧問並に僱聘者があり、之等の各國顧問中には政務遂行上大なる實勢力を有し、自國資本及權益擁護に努めて居るものがある。新政府或は之等に對し契約期限到來のものは再契約に應ぜざる方針にて之が整理に著手して居る由である。

最近の調査に依る暹羅國政府招聘中の外國人數は國務院二名、宮内省二名、内務省五名、大藏省三名、司法省十四名、經濟省十三名、文部省二十二名で、更に之を國籍別に見るときは英國二十八



名、佛國十五名、米國五名、獨逸五名、伊國一名、瑞西五名、丁抹二名となつて居る。獨逸人及瑞西人は技術方面に、米國人は保健行政並に教育方面に、佛國人は司法並に立法部方面に多きも英國人は財政、經濟、司法、教育の各方面に分布して居り暹羅政府内部に陰然たる勢力を有する。

本邦人が同國政府に招聘せらるゝに至つたのは極めて最近であるが、現在顧問格にて招聘せられ居るもの、經濟省に一名あり、此の外各省備聘中の邦人は文部省三名、内務省一名、經濟省に一名ある。

三 外債及通貨

暹羅の外債は一九〇五年(百萬磅)一九〇七年(三百萬磅)一九〇九年(四百六十三萬磅)一九二二年(二百萬磅)一九二四年(三百萬磅)に發行せる五種發行高合計一千三百六十三萬磅本年に於ける未償還額約七百萬磅であるが、之等は大部分倫敦にて一少部分獨佛及馬來聯邦等に於て募集せられたものであり、傳へらるゝ所に依れば英國は暹羅公債完済に至る迄英人の財政顧問に入るゝ權利を有し居る由である。又暹羅は所謂スターリング・ブロックに屬し、紙幣發行準備は英貨(紙幣)を以て保有して居り暹羅の財政及通貨は英國と密接な關係を持つて居る。

四 列國の投資

暹羅產業界に於ける各國資本の進出狀況を産業部門別に見ると左の通りである。

(イ) 林業

英國系四社、丁抹系一社の諸會社に係るチーク材伐採事業は暹羅重要産業たるチーク事業の大部分を占めて居る。

(ロ) 工業

盤谷に於ける電力供給及電車經營をなす暹羅電氣會社は暹羅資本參加の下に外國資本と合辦の形式を採つて居るが、資本の大部分と技術とを自耳義に仰いで居り、之と同様の形式に依る暹羅洋灰會社は英國資本系統に屬する。燐寸製造にはホルネオ會社經營のもの、外、華僑(註)資本に依る工場が二、三ある。

註 華僑とは在外支那人のことを謂ふ、此の場合には在暹支那人の意味である。

(ハ) 鑛業

暹羅は從來國際錫限産協定に參加し居り、最近の改訂に基き基本量一萬八千五百噸の制限を得て居る。從來錫鑛業の過半は英國資本の占める所であり、又國內に精煉所なき爲錫鑛輸出額の大部分は英領馬來に搬出せられて居り、米作、林業に次ぐ重要産業の一たる錫鑛業も亦英人並に英資本の支配下に在る。金鑛方面に於ては三、四年前より佛國系シンジケートが暹羅政府より一定の條件の下に採掘權を得、試験的に採掘に従事して居るものあるのみで、最近政府は金鑛の有望なることは知りつゝも之が開發方針が未だ決定せざる模様で、内國人たると外國人たるとを問はず採掘を許可しない。

石油資源に關しては有望なるも調査不充分にして詳細尙判明せず、開發せられ居るものは今の所無い様である。

(ニ) 商業

全國人口統計に依る在暹華僑の数は四十四萬五千人と稱せられて居るが、既に暹羅國籍を取得せる華僑第二世も夥しい數に上つて居り、之等を合算すると其の數優に二百萬に達すると云はれて居る(暹羅人口約一千三百萬)。之等の華僑は國內商業の凡ゆる部門に浸潤して暹羅國商業上の實權を掌握して居る。暹羅は從來華僑が國家的背景を持たなかつた爲從來特に之を取締る様のこととは無かつたのである。

(ホ) 海運業

暹羅國の沿岸海運業を營んで居るものに丁抹を主とする外資との合辦會社たるサイアム、スチム、ナビグーション會社がある。外國航路は總て外國會社の經營する所で、馬來航路は英及丁、香港航路は英及支、西貢方面は佛、歐洲方面は英、南洋方面は蘭、日本航路は本邦等の諸國會社に占められて居る。

三 日暹關係の現狀

條約に依る日暹間の國交關係は明治二十年時の暹羅國外務大臣來朝し、我が青木外務大臣との間に日暹修交宣言を調印したのに始り、我國は明治三十年に暹羅國は同三十二年に夫々公使を派駐し、明

治三十一年第一次の日暹修交通商航海條約締結を見た。降つて大正十三年の新條約は治外法權の撤廢と關稅自主權の恢復を規定したのであるが(尙一部の制限あるは前述の通り)、最近に此の條約改訂が交渉されて居ることは前に述べた。

日暹貿易關係を見るに近年本邦商品の對暹進出は目覺しき發展を遂げ、一九三六年の如きは四千二百萬圓にして暹羅國總輸入額の三割見當に達し、英國品を凌駕して全輸出國中第一位を占むるに至つた。輸出品の内容は從來大體に於て輕工業品が優勢であつた。夫れも漸次粗製品より精製品に轉化し來り、更に最近各種の重工業品の進出も現はるゝに至つた。之に反し暹羅より本邦への輸入は一九三六年中に於て僅かに八百七十萬圓餘に過ぎぬ。斯の如き片貿易となつて居るのは、昭和八年十月本邦の外來輸入制限實施の爲暹羅の主要輸出品たる暹米の輸入が制限せられた爲である。

最近に於ける兩國貿易關係を表示すれば左の如くである(大藏省貿易月報)。

	日本品輸出額	暹羅品輸入額
昭和六年	四、七三二	六、七九二
〃 七年	八、五八一	一一、一九八
〃 八年	一八、二三四	一一、二五六
〃 九年	二八、〇四八	一、五四〇
〃 十年	四〇、二五八	五、四五八
〃 十一年	四三、〇二八	八、七五六

更に日暹關係最近の進展に付特筆すべきは兩國間に於ける官民の來往が極めて頻繁となり、特に暹羅人にして本邦視察留學の爲來朝するものが激増せることである。其の主要なるものは政府各方面の官吏を始め佛教青年會代表、議員團、舞踊團及一般觀光團等の本邦視察及觀光である。右に對し本邦よりも昭和十一年春の訪暹經濟使節團を始め少

年團、朝日飛行機、音樂舞踊團等の暹羅訪問があつた。

最近公布の法令

内閣官房總務課

重要ナル産業統制及合理化ニ關スル委員會設置ノ件(勅令第五十九號)

重要なる産業統制及産業合理化に關する行政は事項別又は業種別に依る委員會の調査審議を參考として行ふことに依り始めて圓滿に之を行ふことが出来るから、商工大臣が此の種委員會を設置することを得る様にしたものである。

諸調査會等ノ職員旅費支給規則中改正ノ件(勅令第六十號)

労働者災害扶助責任保險審査會、退職金審査會の會長委員が其の資格を以て旅行するときは旅費を支給する様にしたものである。

海軍區令中改正ノ件(勅令第六十一號)

明治三十九年勅令第二百五十六號關東州海軍區ニ關スル件(勅令第六十二號)

大正十一年勅令第三百三十四號南洋海軍區ニ關スル件(勅令第六十三號)

從來海軍區は海岸海面に關してのみ規定してあつたが、

航空通信等の陸上施設の擴充に伴つて今回之を陸上海上の全般に互つて區畫し、已むを得ざるものに關してのみ別段の規定を設けることとしたもので、従つて従來海面に接してゐない地方や、海軍區の内外が不明確であつた地方をも全部新たに加へられてゐる。之と同時に關東州海軍區及南洋海軍區に付ても同様に陸上全般に互つて其の區畫を定むることに改められた。

織物消費税法施行規則中改正ノ件(勅令第六十四號)

ステールファイバーを原料とする織物に對しては現在絹織物に準じ織物消費税を賦課しつゝあるもステールファイバーは將來我國に於て其の生産を奨励し一般に普及使用せしむる要があり、又ステールファイバーは價格低廉で現在免稅しつゝある織物原料纖維と比較し高價でないから、ステールファイバーを以て組成する織物を免稅したものである。

大藏省官制中改正ノ件(勅令第六十五號)

昭和八年勅令第二百二十四號臨時大藏省ニ外國爲替管理部署設置スルノ件(勅令第六十七號)

高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第六十八號)

現下内外經濟界の情勢に顧み、外國爲替管理に關する事務は大藏本省に一局を設けて復久的に之に當らしめる必要があるため、外國爲替管理部署を設けて新たに爲替局を設け、書記官三人、事務官八人等を置き、又租稅増徴、關東州國有財産令の施行、金融機關の監督擴充、並に豫算及國債事務の増加等に伴ひ之等事務に従事する職員として書記官二人、事務官九人等を増員する等の改正をしたものである。

大藏部内臨時職員設置令中改正ノ件(勅令第六十六號)

臨時財政經濟調査及處理に關する事務及輸入貨物代金の決済等に關する外國爲替管理法に基く命令に關する事務に従事する職員として、事務官三人等を増設し、國有財産に關する事務に従事する職員三人を減少し、並に稅務監督局及稅務署に於ける無租異動地の整理に關する事務に従事する職員に關する規定を削除する等の改正を行つたものである。

預金部官制中改正ノ件(勅令第六十九號)

高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第七十號)

最近預金部資金の激増に伴ひ其の國家財政並に地方財政經濟上に於ける地位重要度を加へ一方預金部資金の運用並に監理に關する事務複雑多岐を加ふるに至つたから預

金部の名稱を預金部資金局と改めて其の地位を向上せしめ且理事一名を増設すると共に水利組合に對する貸付に關する調査の爲技師一名技士二名を増員したものである。

關官制中改正ノ件(勅令第七十一號)

大正六年勅令第五十八號稅關管轄區域ノ件(勅令第七十二號)

大正六年勅令第五十九號稅關支署ノ名稱位置及管轄區域ノ件(勅令第七十三號)

新たに名古屋に稅關を設置し、並に植物検査施設の充實及神戸大阪門司各港に於ける海陸運輸設備工事の進捗に伴ふ之が利用等に關し、稅關長一名、事務官二名、鑑査官三名、植物検査官二名等を増員し、且名古屋稅關の管轄區域を三重、愛知、岐阜、長野、靜岡の五縣とし、之に伴つて稅關支署の名稱、位置及管轄區域に關し改正を加へたものであつて、名古屋稅關に關しては十月一日より施行せられる。

大正十一年勅令第九十五號海軍法務官及海軍録事ノ定員ニ關スル件(勅令第七十四號)

旅順要港部の設置及舞臺要港部軍法會議に於ける事務増加の爲海軍軍法會議の録事の定員三名を増加し、曩に行ひたる行政整理に依る減少定員二名を差引定員一名を増加したものである。

露光量違いにより重複撮影

○京都帝國大學官制中改正ノ件

第一高等學校特設高等科を卒業し京都帝國大學に入學した外務省文化事業部の依託學生養成施設の學年進行の爲、工學部に一名醫學部に一名の助手を増員したものである。

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

東京音楽學校邦楽科の學年進行に伴ひ教授二人、助教二人を増員したものである。

○獸疫調査所官制中改正ノ件

獸疫調査所の組織及職能に鑑み、其の一人を勅任とし得ることとしたものである。

○朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件

朝鮮に於ける水産製品の検査事務は、兼に新設された朝鮮總督府水産製品検査所に於て行ふことになつたので、朝鮮總督府稅關の管掌事務中から右事務を、又稅關特許手数料中から右検査に關するものを削除し、尙稅關職員中から右検査に従事した技師一人、技手十五人を右水産検査所に組替ふる爲減員し、又出港稅の課稅品目が増加

したので、稅關職員中鑑査員補及監更各一人を増員したものである。

○明治二十三年勅令第百一十一號行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及職務ノ件中改正

各種の訴訟事件の逐年著しき増加の現況に鑑みて、審理の促進を關する爲評定官二人、書記一人を増員したものである。

○永代借地制度解消ニ關スル日丁間交換公文

永代借地制度解消に關し、英國、米國、佛國、瑞西との間に交換された公文と同一内容のもの、今回更に丁、伊太利、葡萄牙、和蘭との間にも交換されるに至つたものである。

○永代借地制度解消ニ關スル日伊間交換公文

永代借地制度解消に關し、日伊間交換公文

○永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文

永代借地制度解消に關し、日葡間交換公文

○永代借地制度解消ニ關スル日蘭間交換公文

永代借地制度解消に關し、日蘭間交換公文

文部省編纂

定價三十五錢 送料不要

# 國體の本義

緒言

第一大日本國體

一、肇國 二、聖德 三、臣節 四、和とまこと

第一 國史に於ける國體の顯現

一、國史を一貫する精神 二、國土と國民生活 三、國民性

四、祭祀と道徳 五、國民文化

六、政治・經濟・軍事

結語

中 内閣印刷局發賣掛  
所 全国各地官報販賣所  
所 全国各地主要書店  
内閣印刷局  
振替東京一九〇〇

大藏省主稅局長 石渡莊太郎  
大藏省財政研究会編

最新刊

# 新稅法要覽

新增稅はどこに  
どう課税か？  
臨時租稅増徴法第一種第二種第三種所得稅、營業收益稅、臨時利得稅、酒稅、煙草消費稅、取引所稅はどうなるか？新たに施行される法人資本金稅、外貨債權別稅、有價證券移轉稅、改正された外國稅制度はどうなつてゐるか？本書はこれらすべてが明瞭に解説されてゐる。

昭和十二年版 郵發賣！ 定價五十錢 送料十二錢

## 東京書籍簡組合版 出版年鑑

四六判九百餘ページ 出版界歴史と畫目の集大成

東京市神田區神保町一ノ三三  
支店 振替東京九三九〇  
支店 振替東京五七五八番

露光量違いにより重複撮影

京師帝國大學官制中改正ノ件

文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

默按調査所官制中改正ノ件

朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件

明治四十四年勅令第百八十八號朝鮮ニ於ケル稅關特許手数料ニ關スル件中改正ノ件

朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件  
朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件

明治二十三年勅令第百一十一號行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及職務ノ件中改正ノ件

永代借地制度解消ニ關スル日丁間交換公文

永代借地制度解消ニ關スル日伊間交換公文

永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文

永代借地制度解消ニ關スル日蘭間交換公文

永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文  
永代借地制度解消ニ關スル日葡間交換公文

文部省編纂

定價三十五錢  
送料不要

# 國體の本義

緒言

第一大日本國體

一、聖 德

二、臣 節

三、和 睦

四、和 睦

五、國民文化

六、政治・經濟・軍事

結語

— 次 目 容 内 —

申 内閣印刷局發賣掛  
送 全國各地官報販賣所  
所 全國各地主要書店  
行 内閣印刷局  
所 振替東京一九〇〇

大藏省主稅局長 石渡莊太郎閣  
大藏省財政研究會編

最新刊

# 新稅法要覽

新増稅はどこに  
どう響くか？

臨時増稅徵收法第一種第二種第三種所得稅は？營業收益稅臨時増稅、酒稅、消費稅、取引所稅はどうなるか？新たに施行される法人資本稅、外貨債特別稅、有價證券移轉稅、改正された外地關稅制度はどうなつてゐるか？本邦にはこれらすべてが明快に解説されてゐる。

昭和十二年版 應發賣！ 定價五十錢 送料十二錢

## 東京書籍商組合版 出版年鑑

四六判九百餘ページ 出版界展望と畫目の集成

御申込は最寄の書  
店又は下記へ！  
支店 振替東京九三九〇  
支店 振替東京五七五八番

# 週報

第三十四號

昭和二十六年六月九日

- 對外電氣通信政策に就て (遞信省)
- 少額勤勞所得者の家計 (内閣統計局)
- 西班牙休戰問題とドイツチェランド號事件 (外務省情報部)

官報週報 昭和二十六年十月一日第三種郵便物認可 昭和三十二年六月九日發 每週一回水曜日發行 第三十三號

五錢 (本書の大きは國定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)五二一九 振替東京一九〇〇番	一ケ年(前金) 五錢 一ケ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町三ノ三 振替東京九三三〇番 最寄書店・驛賣店	一ケ年(前金) 二圓四十錢 一ケ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附錄週報別刷  
昭和二十六年六月二日印刷發行  
編輯者 情報委員會  
東京市神田區永田町  
印刷者 内閣印刷局  
東京市神田區大手町